

議案第 32 号

石岡市介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 27 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

平成 30 年度からの介護保険料率等を改正するため。

## 石岡市介護保険条例の一部を改正する条例

石岡市介護保険条例（平成17年石岡市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（保険料率）

第8条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次表に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ同表に定める額とする。

区 分	金 額（円）
(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者	33,930
(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者	50,900
(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者	50,900
(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者	61,080
(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者	67,870
(6) 次のいずれかに該当する者 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項，第34条第1項，第34条の2第1項，第34条の3第1項，第35条第1項，第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には，当該合計所得金額から第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が1,200,000円未満である者であり，かつ，前各号のいずれにも該当しな	81,440

<p>いもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 合計所得金額が2,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。）</p>	<p>91,620</p>
<p>(8) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 合計所得金額が3,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</p>	<p>108,590</p>
<p>(9) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 合計所得金額が5,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令</p>	<p>122,160</p>

第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）	
(10) 前各号のいずれにも該当しない者	142,520

2 前項の表中第1号に該当する第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,540円とする。

第27条中「法第31条第1項後段」の次に「，法第33条の3第1項後段」を加える。

第28条中「第1号」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(保険料率に関する経過措置)

2 改正後の石岡市介護保険条例第8条第2項の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。